

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	重度障害者医療医療証の交付	
根拠条例等・条項	堺市重度障害者医療費助成条例第6条 堺市重度障害者医療費助成条例施行規則第4条	
所 管 課	各区役所 保険年金課	
審 査 基 準	重度障害者医療費の助成を受けようとする者は、「重度障害者医療医療証交付（更新）申請書兼資格変更届」により申請しなければならない。 堺市重度障害者医療費助成条例第2条及び第2条の2に基づき、次に掲げる要件を満たすことが必要です。 （1）本市の区域内に住所を有する方で、国民健康保険の被保険者、後期高齢者医療制度の被保険者又は社会保険各法の被保険者、組合員若しくは被扶養者であること （2）次のいずれかに該当すること ア 身体障害者手帳の障害の程度が1級又は2級に該当する方 イ 知的障害の程度が重度（療育手帳でA判定）の方 ウ 知的障害の程度が中度（療育手帳でB1判定）で身体障害者手帳を持っている方 エ 精神障害者保健福祉手帳の等級が1級に該当する方 オ 特定医療費（指定難病）受給者証又は特定疾患医療受給者証をお持ちの方で、障害年金1級第9号又は特別児童扶養手当1級第9号に該当する方 （3）国民健康保険法第116条の2第1項各号に掲げる入院、入所又は入居（以下「入院等」という。）をしたことにより、同項各号に規定する病院、診療所又は施設（以下「病院等」という。）（大阪府の区域（本市の区域を除く。）内に所在するものに限る。）の所在する場所に住所を変更したと認められる者（同法による被保険者（国民健康保険組合の被保険者を除く。）及び高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者に限る。）のうち（2）のいずれかに該当する者（以下「住所変更者」という。）であって、当該病院等に入院等をした際に本市の区域内に住所を有していたと認められるものについては、助成を行うものとする。ただし、2以上の病院等に継続して入院等をしている住所変更者であって、現に入院等をしている病院等（以下「現入院病院等」という。）に入院等をする直前に入院等をしていた病院等（以下「直前入院病院等」という。）及び現入院病院等のそれぞれに入院等をしたことにより直前入院病院等及び現入院病院等のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの（以下「特定継続入院等対象者」という。）については、この限りでない。 （4）前年（申請が1～6月に行われた場合は前々年）の所得が491万8千円に扶養親族（30歳以上70歳未満の者）にあっては控除対象扶養親族に限る）1人につき38万円（老人控除対象配偶者又は老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族の場合は63万円）を加算した額以下である方 （5）次のいずれかに該当しないこと ア 生活保護法の規定による被保護者（その保護を停止されている者を除く。） イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者 ウ 堺市ひとり親家庭医療費助成条例及び堺市子ども医療費助成条例の規定により医療証の交付を受けている者 エ 入院等をしたことにより、病院等（本市の区域内に所在するものに限る。）の所在する場所に住所を変更したと認められる者（国民健康保険法による被保険者（国民健康保険組合の被保険者を除く。）及び高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者に限る。）のうち（2）のいずれかに該当する者であって、当該病院等に入院等をした際に本市の区域外に住所を有していたと認められるもの 上記要件を満たす方に対しては、条例第6条の規定に基づき医療証を交付します。	
標準処理期間	標準処理期間	14日
	標準処理期間を設定できない理由	